

# 経 済 民 生 常 任 委 員 会 記 録

令和3年5月7日(金)午前9時59分～午前10時39分(9階908会議室)

## ○出席委員(7名)

委員長	二階堂武文
委員	高木 直人
委員	川又 康彦
委員	石山 波恵
委員	阿部 亨
委員	小松 良行
委員	山岸 清

## ○欠席委員

副委員長	佐々木 優
------	-------

## ○市長等部局出席者(なし)

## ○議 題

「有害鳥獣による農作物被害対策に関する調査」

- (1) 委員長報告のまとめについて
- (2) その他

---

午前9時59分 開 議

(二階堂武文委員長) ただいまから経済民生常任委員会を開会いたします。

佐々木委員より、本日1日間、欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

議題はお手元に配付のとおりです。

有害鳥獣による農作物被害対策に関する調査についてを議題といたします。

初めに、委員長報告のまとめについてを議題といたします。

前回の委員会では、委員長報告の骨子についてご協議いただきました。その際いただいたご意見と骨子の案文を基に、正副委員長手元で委員長報告の素案を作成いたしました。素案は、前回ご意見いただきましたニホンザルとイノシシの表記順に関する点、サルメールに関する項目を追加する点、ICTの活用に関する提言部分の表記順に関する点を修正するとともに、全体のバランスを考え、案文

につきましても一部調整しております。

それでは、素案を書記に朗読させますので、その後ご意見をお願いいたします。

(書記) それでは、委員長報告素案につきまして朗読させていただきます。

有害鳥獣による農作物被害対策に関する調査、経済民生常任委員長報告(案)になります。

経済民生常任委員会において行いました有害鳥獣による農作物被害対策に関する調査の経過並びに結果につきましてご報告申し上げます。

本市では、有害鳥獣による農作物被害を減少させ、農家の経営の安定を図るため、有害鳥獣被害対策事業を推進しておりますが、依然として大きな被害が生じております。

当委員会では、特に被害が大きいイノシシとニホンザルによる農作物被害へのさらなる対策が必要であることから、有害鳥獣による農作物被害対策に関する調査を調査項目と決定し、令和2年10月より計14回の委員会を開催いたしました。

この間、市当局から詳細な説明を聴取するとともに、有害鳥獣の捕獲わな及び侵入防止柵を現地に調査いたしました。

また、参考人として、福島市鳥獣被害対策実施隊の副隊長で福島県猟友会福島支部長の磯邊秀雄氏並びに福島大学食農学類准教授で福島市有害鳥獣被害対策協議会アドバイザーの望月翔太氏から本市の有害鳥獣対策の現状と課題などについて意見を聴取いたしました。

さらに、ICTを活用した有害鳥獣対策に取り組んでいる桑折町の調査にあたっては、コロナ禍の状況を踏まえて、桑折町からの協力をいただき、視察地に赴き調査する方法から調査票を送付し、回答を得る方法へと切り替えることにより実施いたしました。

以下、調査の結果についてご報告申し上げます。

初めに、本市のイノシシ及びニホンザルによる被害拡大の背景と現在の生息状況について申し上げます。

まず、背景として、温暖化における積雪量や積雪期間の減少、中山間地における人口の減少と高齢化による耕作放棄地、山林原野の利用放棄の増加、河川敷等のやぶ化が挙げられます。

これに追い打ちをかけたのが東京電力福島第一原子力発電所事故による深刻な影響です。野生鳥獣から基準値を超える放射性物質が検出されたことにより、国から出荷制限指示が出されました。このことにより、野生鳥獣を捕獲しても食用として流通させることができなくなり、狩猟者の狩猟意欲の低下や、狩猟者、捕獲従事者の減少を招くこととなりました。

また、農業生産活動等の停滞から里山地帯の荒廃が進んだ結果、野生鳥獣の個体数が増加することとなり、被害の拡大へとつながりました。

イノシシの現在の生息状況については、繁殖力が非常に強く、個体数の変動が大きいことから市内の生息数を把握することができておりません。なお、県内の生息状況については、平成30年度時点で約5万4,000頭から6万2,000頭と推定されており、県内全域にわたり生息しております。

一方、ニホンザルの本市の生息状況は、平成18年度時点では27群、約1,700頭でしたが、その後、横ばいから微減で推移し、令和元年度時点では35群、約1,500頭となっており、主に市北部から西南部にかけて広範囲に生息しております。

次に、本市のイノシシ及びニホンザルによる被害の状況について申し上げます。

イノシシによる被害は、平成24年度以降、急激に増加いたしました。令和元年度の被害金額は約1,530万円と、平成28年度のピーク時よりも減少しているものの、依然として大きな被害が生じており、本市の有害鳥獣による被害の中では最大となっております。主な被害作物である水稻や芋類の被害金額は全体の約半分を占めており、そのほかにも、掘り起こしによる畑や水田畦畔の破壊、体についたダニや汚れなどを落とすために泥に体をこすりつけるぬた打ちによる被害も発生しております。

ニホンザルによる被害金額は、平成18年度をピークに減少しておりましたが、平成29年度以降は横ばいから微増で推移しており、令和元年度の被害金額は約527万円に及びました。主な被害作物であるモモ、ナシ、リンゴ等の果樹の被害金額は全体の95%を占めております。

次に、本市が行っている主な対策について申し上げます。

イノシシとニホンザルに共通した対策としましては、農地への侵入を防ぐ侵入防止柵が農作物被害を減少させる手段として有効であることから、柵を新設及び補修する場合の助成制度を設けて、その設置を促すとともに、十分な効果が得られるよう、設置、管理状況の指導も行っております。

令和2年度からは、有害鳥獣対策の知識と経験が豊富であり、狩猟免許を有している有害鳥獣対策専門職員を農政部に配置し、被害が生じている住民への助言及び指導を行うとともに、市、JAふくしま未来、猟友会、農業委員などで組織されている福島市有害鳥獣被害対策協議会の猿専門員、イノシシ専門員への指導も行うことにより、被害の軽減に努めております。

イノシシへの対策としましては、主に捕獲を行っております。捕獲は、福島市有害鳥獣被害対策協議会のイノシシ専門員2名と福島県猟友会福島支部及び福島北支部会員の中から任命を受けた福島市鳥獣被害対策実施隊員が行っており、県が猟友会へ委託している指定管理捕獲を含めると、令和元年度は1,789頭を捕獲しております。

ニホンザルへの対策としましては、主に捕獲、モニタリング調査などを行っております。捕獲は、福島市有害鳥獣被害対策協議会の猿専門員2名が主に行っており、令和元年度は229頭を捕獲しております。

モニタリング調査は、福島市有害鳥獣被害対策協議会の猿専門員1名が、動物に小型の発信機を取り付け、位置情報を取得するラジオテレメトリーにより、群れの行動圏や行動パターン、群れごとの生息数や構成、加害度判定を調査しております。この調査情報は、捕獲、管理に活用しているほか、ニホンザルの位置情報を農家等の登録者へメールにて提供し、花火による追い払いにも活用しております。

また、飯坂地区と桑折町を往来するニホンザルの情報を共有するなど、近隣自治体とも連携して対

策を行っております。

次に、今回の提言に関して、参考人招致により得られた内容について申し上げます。

有害鳥獣被害対策には、餌となるものを与えないための防除、動物を寄せつけないための環境整備、動物を増やさないための捕獲という3つの対策が重要であります。

それらの対策を講じる上で重要となるのは、集落における被害の発生場所や内容などを調査し、地域全体で課題や情報を共有することにより、住民自身が解決策を見いだす集落環境診断という取組であり、県では、モデル地区を選定し、この取組を行っております。

さらに、ニホンザルによる被害の対策については、発信機がつけられていない群れが多いことから、モニタリングを強化し、群れごとの出没地域や加害レベルなどの詳細な状況を把握することが必要であると認識いたしました。

次に、有害鳥獣対策にICTを活用した事例について申し上げます。

事例調査の対象とした桑折町では、ICTを活用したおりわなの遠隔監視、操作システムを導入しております。

このシステムを用いて大幅に捕獲頭数を増やすためには、設置場所や設置環境等に左右されることから、捕獲に適した状況を見極めることが必要であります。

有害鳥獣対策にICTを導入した場合、直ちに捕獲頭数の増加や捕獲効率の向上等の効果を得るには、現時点では、費用対効果の面を含めて課題があると考えられます。

ICTは、何を目的に導入し、活用するかが重要であり、本市でICTを導入する場合、現時点では、捕獲頭数の増加を目的とすることよりも、捕獲に関する労力の軽減を目的として活用することが適切と認識いたしました。

以上の調査結果を踏まえ、有害鳥獣による農作物被害を減少させるため、以下3点について提言をいたします。

1点目は、有害鳥獣被害対策の体制づくりであります。

有害鳥獣被害対策は、行政のみではなく、住民が地域の課題に対して主体的に取り組む必要があります。住民が主体的に取り組む土台をつくるため、集落環境診断に積極的に取り組み、地域全体で課題や情報を共有し、解決策を見いだすことができる体制を構築すべきであります。

地域全体で課題解決に向けた対策や目標を立て、実行に移していくこと、また具体的な対策について助言及び指導を行うことができる人材を確保することが鍵となります。よって、指導員体制の強化を図るとともに、有害鳥獣対策に関する地域のリーダーを担う人材を得るため研修会を開催するなど、人材育成に取り組むべきであります。

2点目は、有害鳥獣を農地へと寄せつけないための環境整備であります。

餌場となっている放任果樹や収穫残渣については、農作物に与える被害はないものの、有害鳥獣を呼び寄せる要因となることから、地域全体で解消することが有効であります。

耕作放棄地については、有害鳥獣にとって隠れ場所や通り道となり、農地へと近づく要因となることから、地域と連携して、その解消に向けた対策に取り組むべきであります。

また、河川周辺の整備されていない樹木や、やぶについては、河川を管理する国、県とさらに連携を強化し、刈り払いを行うなど、有害鳥獣を寄せつけないための環境整備を求める必要があります。

3点目は、有害鳥獣対策にICTを活用することについてであります。

ICTを導入し活用するにあたっては、その目的が重要であります。本市では、現在、年間1,700頭を超えるイノシシを捕獲していることから、捕獲頭数を増やすことを直接的な目的とすることよりも、捕獲を効率的に行うことができるようにするため、データ収集、分析等に活用すべきであります。

ニホンザルによる被害対策への活用については、本市に生息するニホンザルは群れの数が多いことから、捕獲、管理体制を強化するため、全ての群れに発信機をつけることにより出没地域や加害レベルなどの詳細な状況を把握し、群れごとの対策を講じるべきであります。

今後、ICTの進展により、現時点では費用対効果の面で導入が難しい分野に関しても、新たな対策に向けた活用の可能性が広がると考えられることから、研究開発の状況にも注視すべきところであります。

以上3点の提言をいたしました。最後に、調査にあたりご協力いただきました皆様に厚く御礼を申し上げます。

有害鳥獣対策は、行政だけで行えるものではなく、行政と地域住民が連携し、一体となって取り組むことで成果が現れるものであります。

官民一体での取組により、有害鳥獣による農作物被害が大きく減少し、本市の農業経営の一層の安定、そして基幹産業である農業のさらなる振興を祈念いたしまして、有害鳥獣による農作物被害対策に関する調査の報告といたします。

以上です。

(二階堂武文委員長) ありがとうございます。

それでは、皆様からご意見をいただきたいと思いますが、活発な議論が行えるよう、自由協議とさせていただきます。

それでは、ただいまから自由協議といたします。

**【この間自由協議】**

(二階堂武文委員長) 自由協議を終結いたします。

ただいま協議いただきましたが、1点修正ということで、1ページ目の17行、視察地の前に当初のとの3文字を追加する件、同じく1ページ目の18行の赴き調査する方法からの後に点を入れまして、同じ18行の調査票を送付し後の点を取るというふうに修正いたします。

それでは、ただいまいただいたご意見を踏まえ、正副委員長で素案を修正し、修正後の素案を各会派でご確認いただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(二階堂武文委員長) それでは、そのように進めさせていただきます。

素案を修正した委員長報告案を全議員のタブレットに配付いたしますので、会派でご確認いただき、会派持ち帰り結果の確認を5月21日の委員会で行います。

最後に、その他に移ります。

霜被害に遭った果樹の現地調査について協議いただきたいと思います。活発な議論が行えるよう、自由協議とさせていただきます。

それでは、ただいまから自由協議といたします。

【この間自由協議】

(二階堂武文委員長) 自由協議を終結いたします。

ただいまご協議いただきましたが、現地調査について、実施したいと思いますが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

(二階堂武文委員長) それでは、そのように進めさせていただきます。

ほかになれば、以上で経済民生常任委員会を終了いたします。

午前10時39分 散 会

経済民生常任委員長 二階堂 武文